

健康保険だより

協会けんぽ加入の事業主・加入者のみなさまへご案内します

職場のみなさままで回覧をお願いします。※健康保険組合・国保組合に加入のみなさまは、参考としてご一読ください。

今月号の
トピックス

- ① 令和6年3月分(4月納付分)からの保険料率のご案内
- ② 令和4年度インセンティブ制度の結果について
- ③ 協会けんぽ神奈川支部と一緒に「健康経営」始めませんか?
- ④ 医療費を全額負担した場合の払い戻し手続き

TOPIC
01

令和6年3月分(4月納付分)からの保険料率のご案内

令和6年3月分(4月納付分)からの協会けんぽ神奈川支部の健康保険料率は**据え置き**、介護保険料率は**引き下げ**となります。



令和6年2月分(3月納付分)まで

令和6年3月分(4月納付分)から

健康保険料率	10.02%	▶	10.02%
介護保険料率	1.82%	▶	1.60%

※健康保険料と介護保険料は労使折半となります。

※40歳から64歳までの方(介護保険第2号被保険者)には、健康保険料率に全国一律の介護保険料率が加わります。

※賞与については、支給日が3月1日分から変更後の保険料率が適用されます。

※任意継続被保険者の方は、令和6年4月分の保険料率から変更となります。

保険料率について詳しくはこちら



TOPIC
02

令和4年度インセンティブ制度の結果について

協会けんぽでは、加入者・事業主のみなさまの取組を保険料率に反映させる「インセンティブ(報奨金)制度」を導入しています。この制度により、健診受診率などの5つの評価指標に基づいて全支部が順位づけされ、上位15支部に入ることによって、取組の翌々年度の保険料率の引き下げにつながります。

	特定健診等の実施率	特定保健指導の実施率	特定保健指導対象者の減少率	要治療者の医療機関受診率	後発医薬品の使用割合	総合順位
偏差値順位(※)	45位	44位	28位	31位	15位	41位

(※) 偏差値順位は、各評価指標の実施率に加え、前年度からの伸び率も加味した順位です。

令和4年度の実績では、**神奈川支部は41位で、まだまだ上位15支部に及ばず、インセンティブ(報奨金)の付与を受けることができませんでした…**

インセンティブの獲得には、**毎年必ず健診を受診する**など、みなさまの取組が必要となります。協会けんぽもみなさまの取組を全力でサポートいたしますので、インセンティブ獲得に向け一緒に取り組んでいきましょう。



インセンティブ制度について詳しくはこちら



裏面もご覧ください

 **全国健康保険協会 神奈川支部**
協会けんぽ

〒220-8538 横浜市西区みなとみらい4-6-2 みなとみらいグランドセントラルタワー9階

TEL:045-270-8431(代表)

お電話のお掛け間違いにご注意ください。また、郵送での手続きにご協力をお願いします。

インターネット検索サイトより「協会けんぽ」と入力してください。

協会けんぽ



https://www.kyoukaikenpo.or.jp



協会けんぽ神奈川支部と一緒に「健康経営」始めませんか？

協会けんぽ神奈川支部では「かながわ健康企業宣言」事業を実施し、健康経営に取り組む事業所をサポートしています。



健康経営®とは

従業員の健康を重要な経営資源と捉え、従業員の健康づくりに戦略的に取り組む経営のスタイルです。
健康経営に取り組むことで以下のような経営面での成果が期待できます。

生産性の向上

- モチベーションの向上
- 欠勤率の低下
- 業務効率の向上

イメージアップ

- 企業ブランド価値向上
- 人材採用力の向上

負担軽減

- 医療費抑制による保険料率の引き下げ

リスクマネジメント

- 事故、不祥事の防止
- 労災発生の防止

「健康経営®」はNPO法人健康経営研究会の登録商標です。



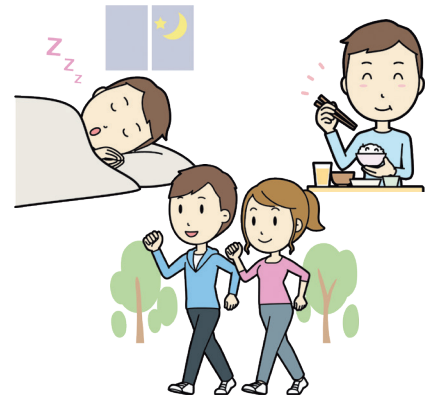
神奈川支部のサポート(一例)

★無料で健康づくりサポートが受けられます

保健師・管理栄養士等が事業所へ赴き、**健康づくり講座**を行います。
(Zoomによる**オンライン開催**も可能です。)

また、健康づくり**VOD講座の配信**も行っており、配信期間中、お好きな時間や場所から何度でもご覧いただけます。

[かながわ健康企業宣言について詳しくはこちら](#)



医療費を全額負担した場合の払い戻し手続き

医療費の全額を負担したときは療養費の申請で払い戻しが受けられます。

健康保険では、やむを得ない事情(新しい保険への加入手続き中など)で医療機関で保険資格を確認できず、医療費の全額を支払った場合、療養費(被扶養者の場合は家族療養費)として払い戻しを受けることができます。

1 領収書(原本)と診療明細書(診療内容を記載した証明書)を用意

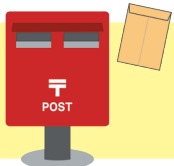
2 療養費支給申請書と①の書類を協会けんぽへ提出

3 療養費の払い戻し※
※健康保険で認められない費用(診断書料など)などは除かれます。

療養費支給申請書は
こちらから



療養費制度について
詳しくはこちらから



協会けんぽの申請書は、すべて郵送で提出ができます。
窓口でお待ちいただく必要のない、郵送での手続きにご協力をお願いします。

協会けんぽの制度、取組等について動画を作成しました！ぜひご覧ください！

協会けんぽとは？

- 協会けんぽの概要
- 医療費適正化の取組
- 保険料率の仕組み等



健康づくりとは？

- 健診費用の補助
- 健診受診後の重要性
- 事業所へのサポート等



給付金等について

- 各種給付金
- マイナンバーカードの保険証利用等

